

受託人件費単価規程

株式会社俊美プロデュース

規定制定日：平成 30 年 4 月 1 日

第 1 条（目的）

1. この規定は、弊社が受託し、又は請け負う業務（以下「受託等事業」という。）の実施に必要な経費の見積もりに適用する単価に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条（総則）

1. 受託等事業の実施に必要な経費の見積もりは、この規定に定めるところにより計算するものとする。

2. 受託等事業の契約額は、この規定に基づき見積もる額による。ただし、当該受託等事業を受託又は発注する者の事情により、この規定に基づき見積もる額により契約を締結することができない場合は、委託又は発注する者と当社との間で協議することとする。

第 3 条（労務費）

1. 労務費は、当該受託等事業に従事する役員及び職員（以下「職員等」という。）の人件費単価による。

2. 人件費単価は、表 1 の金額を用いる。

3. 労務費の額は、当該受託等事業に従事する人日または人時に人件費単価を乗じて得た額とする。

4. 交通費、消耗品費、その他受託等事業の実施について必要な経費については、予想される実費によって計算されることを原則とする。

受託人件費単価（※表 1）

単位:円(税抜)

ランク（役職）	時給単価（1 時間）
役員（代表取締役）	6,250 円
リーダー	4,200 円
一般職員	3,000 円

※通訳等の専門職、資格職については、業務量、難易度を総合的に判断して別途算定する。